

令和 4 年度 毘沙門台東町内会第 29 回総会 資料

第 1 号議案	I 令和 4 年度 事業報告……………	1
第 2 号議案	II 令和 4 年度 会計報告及び監査報告……………	6
第 3 号議案	III 令和 5 年度 事業計画（案）……………	8
第 4 号議案	IV 令和 5 年度 事業予算（案）……………	12
第 5 号議案	V 毘沙門台東町内会 会則改定（案）……………	14

< 資料 >

令和 5 年度 役員名簿	……………	17
--------------	-------	----

毘沙門台東町内会
令和 5（2023）年 3 月

毘沙門台東町内会活動指針

1 向こう三軒両隣のお付き合い

ご近所のお年寄り、一人住まいのお年寄りを気遣うご近所付き合い。

気ごろの知れたご近所同士のお付き合い。

災害時 非常時 お互い助け合うことのできるご近所付き合い。



2 こども達のふる里づくり

こども達に多くの楽しい思い出を作り、ふる里を強く思うこども達に。

自慢のできるふる里に。



3 住んで良かったと思える町づくり

定期的な清掃による綺麗な町づくり。

いつも花が咲き花の多い美しい町、誰もが住んでみたいと思う町に。

美しい環境のいい町は、事故 犯罪のない安心・安全な町づくりで



I 令和 4（2022）年度 事業報告

＜町内会事業＞

1 向こう三軒両隣のお付き合い

（１）ブロック会の開催

向こう三軒両隣の親睦を図るための重要な事業でしたが、長引くコロナ禍の影響で総じて低調でした。

そうした中でも 2 つのブロックが実施し親睦を深めることができました。

（２）町内会への加入促進と広報活動

- ① 新入居世帯には幹事さんが訪問し、町内会活動等の説明及び加入申込書を受けただき 6 世帯の加入がありました。
- ② 東町内会ニュースを定期（毎月）及び臨時発行し町内会活動等を広報するとともにホームページ及び掲示板に掲載しました。また、総会資料もホームページに掲載しました。

（３）町内美化活動の推進

- ① クリーンアップ（毎月第 3 日曜日）
毎月多くの会員の皆さんに参加いただき実施できました。
- ② 大掃除
夏季（6 月 19 日）、冬季（12 月は大雪のため 1 月 15 日に順延）とも実施でき、多くの方々に参加していただき、土のう袋夏冬合計で約 7 1 0 個のゴミが回収できました。
- ③ 特定地域清掃（100 段階段と毘沙門天駐車場）
偶数月に各担当ブロックで実施していただきました。
- ④ 広島市受託公園清掃（東公園下、東第 1 公園、東第 2 公園）
巡回・除草等規定どおり実施できました。
2 月から東公園（上）も新たに受託しました。これにより 3 公園で年間 1 3 万円（これまでは 1 0 万 5 千円）の謝礼金が出ることになります。
- ⑤ 公園等樹木の剪定及び環境保全
＊防犯上の観点からも死角となる東公園の樹木と近隣公園の植え込み樹木を区役所維持管理課に陳情して剪定してもらいました。
＊公園への野生動物進入を防止するため公園出入口ネットに啓発ポスターを設置し、公園利用者に公園の出入口フック開閉マナーの徹底をお願いしました。

（４）活性化事業（主にフラワーホール活用）

- ① いきいき体操教室（週 1 回 毎回 8 ～ 9 名参加）
- ② 1 0 0 歳体操（週 1 回 毎回約 1 0 名参加）
- ③ オープンスペース（月 1 回 年間延べ約 3 0 組の未就学児親子参加）
- ④ シニアクラブ「ほほえみ会」（月 1 回 毎回 1 2 ～ 1 3 名参加）
- ⑤ ヨガ教室（週 1 回 毎回 4 ～ 5 名参加）
- ⑥ ウォーキング（週 1 回 毎回 7 ～ 8 名参加）
- ⑦ 英語教室スノーフレイクス（週 1 回 毎回約 1 0 名）

- ⑧ ダンス教室A（週1回 毎回約8名）
- ⑨ ダンス教室Bキッズ（週1回 未就学児7～8名、小学生7～8名）
- ⑩ ベビーマッサージ（不定期）

（５）ＩＣＴ（情報通信技術）の活用推進

- ① スマートフォンやパソコン（ＰＣ）を所持している役員を対象に「LINE WORKS」による情報伝達網を整備しました。また、社協等の関連団体と「LINE WORKS」で情報共有することで利便性を向上させました。
- ② 災害に備えるため、社協等関連団体と協力し、「LINE WORKS」による安否確認訓練を実施しました。

2 子ども達のふる里づくり

（１）チューリップ祭り（東子ども会との共催）

2年ぶりに開催（4月9日）しました。＜R2・R3中止＞

コロナ禍に配慮し飲食の提供は自粛し、子どもたちには、町内におられる原爆被爆者の語り部で「東京五輪2020」の聖火ランナーを務められた梶矢さんのお話と実物のトーチに触らせてもらう体験をしました。そのあとは、新入生紹介とゲーム等で楽しみました。

参加者は、子ども約30名と大人約20名の総勢約50名でした。

（２）その他の行事

サマーミニコンサート（8月）とふるさと祭りin毘沙門台東（12月）は長引くコロナ禍（第7波、第8波）の影響で開催できませんでした。

3 住んで良かったと思える町づくり

（１）花いっぱい推進

- ① シバザクラの植え付け
公園の花壇、街路樹根本にシバザクラ（2年物）を植えました。
- ② 団地の顔 団地入口（安佐中学校北側交差点）の花壇の整備と花植え
団地の顔となる団地入口花壇を3町内会とともに、雑草を除去しチューリップの球根を植えました。
- ③ 河津桜の育成管理
里山の河津桜（15株）周辺の雑草刈り取り、つる性植物の除去、根本への施肥作業等を行いました。
- ④ 花いっぱい運動
広島市の助成を受けて、花苗・腐葉土・培養土・肥料等16万円分の現物支給を受けて町内の花壇等に植え付けや施肥等しました。

（２）安心安全対策

- ① 有害鳥獣対策
＊住宅地や公園等にシカやイノシシ、時にサルなどの有害獣が出没し食害や糞尿害はじめマダニ害など町民の安心安全を脅かしており、町民の皆様にご注意

を喚起するために「東町内会ニュース」等でお知らせしました。

- * 広島市の補助（地域で取り組む有害鳥獣対策事業）を受けて、有害鳥獣の追い上げを実施するため、動物用駆逐用火火（煙火）講習会受講（５名）と煙火資材の購入を行いました。

駆逐用火火（煙火）は、特にシカの団地内への侵入防止のため、「煙火活動」を毎週夕方実施しています。完全な侵入防止にはなりません、侵入を減らす効果は出ています。また、煙火は他の野生動物に対しても抑止効果があることは行政の専門家からも確認しています。

さらに効果ある方法は、住宅地で有害鳥獣を見かけた場合には躊躇なく警察（110番）に通報してください。

② 自主防災活動

- * 町内２か所の治山ダムを見回り、土砂の堆積及び排水溝の詰まりがないか確認し、安全であることが確認できました。
- * 防災冊子「たちまち防災」を東町内の土砂災害警戒（特別警戒）区域に指定されている７５世帯に配布しました。
- * ９月１８日（日）毘沙門台小学校に避難場所が開設され、町内会災害対策本部をフラワホールに設置して、要支援者への避難要請と支援要望の確認及び広報車による避難場所開設と避難の呼びかけを行いました。
- * 令和４年度、災害時要支援対象者の「要支援プラン」作成のための調査を実施しました。
- * 介護認定者に「災害時健康マイノート」を配布しました。
- * 主に災害時の通信対策として東第２公園内に公衆電話ボックスが２月設置されました。

③ 里山減災林の整備

- * 10月22日（土）里山からの流木等の事前整備をしました。
- * 11月12日（土）土砂流出防災林（里山減災林）として整備した一部の谷あいから枯れ木等が住宅地水路に流れ込む状態になったことから、区農林課に相談しボランティアの協力を得て「減災のための森づくり」として、里山減災林の枯れ木整理と流出防止用の杭打ち及び生け垣（ツツジ苗１０５本）を植樹しました。
- * 12月29日（木）役員により里山減災林の倒木等の整備を行いました。また、流木や立ち枯れ等の不安定箇所については地主に改善要請しました。

④ 子ども見守り活動

- * 子ども見守り隊員（１４名）による子ども達の登下校時の見守りを行いました。
- * 防犯部による町内全域の合同夜間パトロール（毎月第３日曜日 20：00～21：00）を行いました。コロナ禍のため計画の半分程度の実施でした。

⑤ 防犯カメラの活用

- * 東町内会管内に２機の防犯カメラが設置されており、警察署から不審者関連の情報入手のための要請が２件ありました。

（３）福祉のまちづくり

実施項目中１３項目を抽出し取り組みました。主なものは次のとおりです。

① ほほえみ会の設立と活動（６５歳以上の皆さんの共同活動）

- * 定例会（毎月第３火曜日）で“健康体操”“百歳体操”“花いっぱい運動の花づくり”“手芸”“茶話会”“旅行”等を１０数名で和やかに活動しています。興味のある方は是非ご参加ください。
- * シカの食害に強いキンギョソウ（会員提供）を育苗して花壇に植えました。

しかし、またしてもシカの食害にあい残念な結果になりました。

* 包括支援センターの指導を得ていきいき 100 歳体操を開始しました。

② 町民農園整備活動

* 地主から無償借用している弥生通り（東一丁目）の遊休宅地の一部を開墾し、試験的に野菜を植えて、カブ、スナップエンドウ、そら豆、玉ねぎ、キュウリ、ナス、トマト、ピーマンを収穫しました。

* この遊休宅地を、広島市の補助金（“まるごと元気” 地域コミュニティ活性化推進事業）を活用して、重機を入れ硬い土地を掘り起こし菜園として整備しました。

今後はこの菜園用地を地域コミュニティの場として活用し、子ども達を含む住民同士が交流し野菜作りの収穫の楽しさや収穫の喜び等を体験できるようにしていきます。

（４）住環境改善

町内の住環境等について区役所に改善若しくは安全確認等を要請しました。

① 近隣公園におけるボール被害改善（４月１５日 維持管理課）

* ボールが公園を飛び出し民家の車、カーポート、屋根、壁等に当たり被害が発生しており、被害者住民とともに陳情し「ボール遊び禁止」標識が設置されました。

② 近隣公園の植え込みの剪定（４月１５日 維持管理課）

* 死角となり子どもたちの安全が確保できない植え込みの改善要請をし、植え込みを低く刈込み見通しが確保されました。

③ 東公園の側溝土砂の除去及びフェンス土台修復並びに密集樹木の伐採（４月２８日 維持管理課）

* 側溝に土砂が詰まり大雨時に水流があふれグレーチングを押し流し危険であることから改善を要請し、土砂の除去が行われました。

* 公園フェンスの土台部分が浮き上がりグラついていて危険であり修復改善を要請し、土台を移設し修復が完了しました。

* 東公園内で不審者が散見されたことから、公園内の樹木が密生し視界を遮り防犯上及び環境上好ましくないため伐採を要請し、広範囲に伐採が行われ見通しがよくなり開放的な公園になりました。

④ 道路路肩亀裂等の安全確認（６月２２日 維持管理課）

* 東２丁目（みはらし通り）路肩の亀裂について、安佐南区維持管理課に安全確認を要請し、地元会員とともに立会い現地確認（10/3）の結果、擁壁の傾き等構造的欠陥はなく危険はないものの亀裂補修等施工することになりました。

⑤ バス通りのり面壁ブロックの脱落（９月２７日 維持管理課）

* 住民から、ブロック脱落は通行者に危険が及ぶ可能性があるため早急な対応が必要であるとの要請を受けて陳情し脱落補修することになりました。

⑥ 中停留所への昇降施設設置要望（10月27日 市道路交通局）

* アストラムライン毘沙門台駅から毘沙門台中停留所までの通路の一部に昇降施設設置の要望書を、社協会長と３町内会会長連名で広島市に提出しました。

＜学区諸団体との関連事業＞

1 実施できた事業

（１）社会福祉協議会

- ① 敬老祝賀会はコロナ禍で中止したが、敬老対象者に社協会長と３町内会長名で祝意あいさつ文を送付しました。
- ② 11月6日（日）セントラル広場のキックオフイベント開催（参加者：1,261人）
- ③ ふれあいセンター絆の大掃除（7/23と12/10）
- ④ 1月14日（土）とんど祭り開催（参加者：約600人）

（２）献血推進協力会

- ① 移動献血（7月10日） ※ 東町内会から幹事2名が応援しました。

（３）公衆衛生協議会

- ① 6月12日（日）環境講座「ゴミの減量とリサイクル」（市の出前講座）
- ② 7月27日（水）ゴミ関連施設（西部リサイクルプラザ）見学
- ③ 公園美化啓発看板設置
- ④ 集団検診（一般検診・被爆者検診） 学区集会所で実施

（４）防犯組合

- ① 夜間パトロール（毎月第3日曜日 20:00～21:00）及びアストラムライン毘沙門台駅駐輪場の警戒（毎月16日“ワンロックの日” 9:00～9:30）に東町内から防犯部員が参加し盗難防止やその他の犯罪防止活動を実施しました。
- ② 防犯パトロールカーによる警戒及び広報活動を実施しました
- ③ 安佐南防犯組合による年末警戒総ぐるみ運動出動式（会場：イオンモール祇園店）に東町内会から防犯部長（副組合長）が参加しました。
- ④ 特殊詐欺の未然防止や不審者情報等の防犯情報を回覧板等で広報活動しました。

（５）自主防災会連合会

- ① 毎月初日（9:00）に防災無線機感度送受信テストを実施しました。
- ② 事務局会議（奇数月第1月曜日開催）へ防災部長が出席しました。
- ③ 5月14日（土）新任役員防災研修会を広島総合防災センターで開催し、東町内会から5名が参加しました。
- ④ 7月8日（金）及び9月18日（日）警戒レベル3が発令され、毘沙門台小学校に避難場所を開設しました。
- ⑤ 7月9日（土）普通救命講習会（心肺蘇生法、AED操作）を開催し、東町内会から6名が参加しました。
- ⑥ 8月20日（土）追悼防災講習会がふれあいセンター絆で防災士、R4年度防災士受験希望者を対象に行われました。
- ⑦ 11月2日（金）第6回安古市高校合同防災訓練をふれあいセンター絆で開催し、東町内会から6名が参加し、役割を担いました。

（６）体育協会

- ① 4月総会が開催され体育部長が出席しました。

（７）青少年育成協議会

- ① 夏休み中の夜間パトロール（20:00～21:00）を4回（7/1・7/15・8/5・8/19）実施し青少年育成部員が参加しました。

（８）青少年指導員

- ① 毎月第1・第3金曜日 夜間パトロール（20:00～21:00）を行い東町の青少年指導員（1名）が参加しました。

2 実施できなかった事業（いずれもコロナの影響による）

- ① 敬老祝賀会、② 福祉まつり

<第2号議案>

Ⅱ 令和4年度（2022）決算書

1 一般会計決算書

<収入の部>

(決算-予算)

科 目	R 4 予算	R 4 決算	増 減	備 考
前期繰越金	248,742	248,742	0	
町内会費	1,155,000	1,165,750	10,750	390戸
毘沙門天駐車場清掃謝礼	25,000	30,000	5,000	
日赤社資募金還付金	3,000	0	-3,000	
家庭有価資源還付金	35,000	39,814	4,814	
公園清掃報奨金	105,000	105,000	0	
鮮魚・野菜市場還付金	5,000	0	-5,000	有害鳥獣対策47,000円 まるごと元気100,000円 森づくり推進事業199,320円
補助金	0	346,320	346,320	
その他収入	0	7,925	7,925	
利息	7	6	-1	
収入合計	1,576,749	1,943,557	366,808	

<支出の部>

(決算-予算)

科 目	R 4 予算	R 4 決算	増 減	備 考
1 事業費	487,500	646,051	158,551	
①大掃除	80,000	79,609	-391	
②子供会関係助成	10,000	0	-10,000	
③花いっぱい運動・その他	50,000	237,646	187,646	里山ツツジ199,320円補助事業
④サマーミニコンサート	5,000	0	-5,000	
⑤里山	5,000	5,000	0	
⑥チューリップ祭り	10,000	0	-10,000	
⑦ふるさと祭り	20,000	0	-20,000	
⑧町内会美化と住環境の向上	20,000	0	-20,000	
⑨活動保険	47,000	48,100	1,100	
⑩第1、2町内会祭り祝	20,000	0	-20,000	
⑪まるごと元気	0	104,087	104,087	町民菜園荒起こし、作業道具等
⑫防災整備費	40,000	37,055	-2,945	
⑬防犯整備費	25,000	11,500	-13,500	
⑭ブロック会議	115,500	110,700	-4,800	
⑮町づくり推進	30,000	4,688	-25,312	
⑯その他	10,000	7,666	-2,334	
2 運営費	619,000	692,392	73,392	
会議費	0	0	0	
設備費	10,000	115,188	105,188	ストックハウス（倉庫）
消耗品費	250,000	101,769	-148,231	
インターネット関係費	72,000	62,040	-9,960	鳥獣駆逐煙火と講習料81,500円 日赤募金57,000円 赤い羽根共同募金114,000円 その他52,455円
交通費	15,000	8,440	-6,560	
雑費	170,000	304,955	134,955	
役員等謝礼金	102,000	100,000	-2,000	
3 分担金	305,400	258,400	-47,000	
社協（380戸×@300）	114,000	114,000	0	
公衛協（380戸×@100）	38,000	38,000	0	
体協（380戸×@100）	38,000	38,000	0	
防犯組合（380戸×@100）	38,000	38,000	0	
青少協（380戸×@50）	19,000	19,000	0	
団体協	7,000	0	-7,000	
自主防災連（380戸×@30）	11,400	11,400	0	
敬老会	10,000	0	-10,000	
学区イベント	30,000	0	-30,000	
4 特別会計繰出	0	200,000	200,000	
5 予備費	164,849	0	-164,849	
支出合計	1,576,749	1,796,843	220,094	

収入合計	－	支出合計	＝	差引残額(次年度繰越金)
1,943,557円	－	1,796,843円	＝	146,714円

2 特別会計決算書

<収入の部>

(決算－予算)

科 目	R 4 予算	R 4 決算	増 減	備 考
前期繰越金	178,785	178,785	0	
一般会計繰入	0	200,000	200,000	
集会所使用料	100,000	194,500	94,500	
建設負担金	45,000	90,000	45,000	@15,000×6戸
雑収入	0	0	0	
その他	0	0	0	
収入合計	323,785	663,285	339,500	

<支出の部>

(決算－予算)

科 目	R 4 予算	R 4 決算	増 減	備 考
報酬	10,000	10,000	0	管理人手当
光熱費	105,000	121,970	16,970	
什器・備品費	50,000	0	-50,000	
消耗品費	5,000	0	-5,000	
損害保険	38,000	37,520	-480	
積立金	100,000	300,000	200,000	建物補修積立20万円、災害積立10万円
雑費	5,000	0	-5,000	
予備費	10,785	0	-10,785	
支出合計	323,785	469,490	145,705	

収入合計 － 支出合計 ＝ 差引残額 (次年度繰越金)

663,285円 － 469,490円 ＝ 193,795円

<特別会計積立金>

区 分	R 3 末積立金累計	R 4 積立額	R 4 末積立金累計
建物補修積立	1,300,000	200,000	1,500,000
災害時等積立	1,000,000	100,000	1,100,000
合 計	2,300,000	300,000	2,600,000

3 令和4年度 会計監査報告

一般会計及び集会所特別会計の決算書、出納簿、領収書及び預貯金通帳の提示を受け精査したところ、適正に処理されていることを認めます。

令和 5 年 3 月 3 日
毘沙門台東町内会
会計監査

会計監査

田辺 静江

大野 則行



Ⅲ 令和 5（2023）年度 事業計画（案）

< 町内会事業 >

1 向こう三軒両隣のお付き合い

（１）ブロック会の開催

- ① ブロック会員の交流・親睦を図るため、各ブロックとも 4 月～6 月の間に幹事の引継ぎを兼ねたブロック交流会を開催します。
- ② ブロック交流会を開催するための費用（1 世帯当たり 300 円×会員数）は年度初めに前渡しします。
- ③ ブロック会のメニューにマネキン（安佐南消防上安出張所貸し出ししてくれる）を使った心肺蘇生法訓練等の取り入れを考えています。
- ④ ブロック会員の意見・要望等は、幹事を通して執行役員につないでください。

（２）町内会への加入促進及び広報活動

- ① 新たに入居してきた世帯には、町内会入会チラシを配布するとともに町内会活動を理解していただけるよう促し加入促進を図り、加入勧誘にはブロック幹事が訪問し加入要件等の説明をします。
- ② 町内会員には、行事案内や活動状況が分かるよう定期及び臨時に町内会ニュース等刊行物を発行・回覧するとともに東町内会ホームページへの掲載及び掲示板への掲示をします。

< 参考 > 社協の行事予定は社協のホームページを参照してください。

（３）町内美化活動の推進

① クリーンアップの日

毎月の第 3 日曜日（5～9 月 8:00～9:00、10～4 月 8:30～9:30）

② 町内大掃除（クリーンアップの日を兼ねる）

6 月と 12 月に「大掃除手順書」に基づき町内一斉大掃除を実施します。

③ 特定地域清掃（クリーンアップの日を兼ねる）

偶数月 ブロック当番制で実施します。

△東 1 丁目階段（通称：100 段階） △毘沙門天駐車場（謝礼金 25,000 円／年）

④ 広島市受託公園清掃（クリーンアップの日を兼ねる）

毎月第 3 日曜日 担当ブロックは次のとおりです（責任者：執行役員）。

△東公園（下）…執行役員、近隣公園通り B、中通り B、はなみずき通り B

△ 〃 （上）…執行役員、弥生通り A、B、C

△東第 1 公園……執行役員、近隣公園通り A、中通り A、はなみずき通り A、大通り A、ウエスト通り A、大通り B

△東第 2 公園……執行役員、大通り C、ウエスト通り B、あさひ通り、さくら通り、門前通り、山の手・上通り、F フレンズ

※ 日常的な巡回等は各公園担当者（執行役員）がします。

※ 年間受託料は 4 つの公園で 130,000 円／年

(4) 町民菜園を活用したコミュニティの活性化

- ① 町民から菜園活動の希望者を募ります。
- ② 3世代が楽しみながら四季折々の野菜の植え付け・収穫できるようにしていきます。

(5) 朝市の開催

- ① 山陰浜田の鮮魚、岩谷の野菜などを販売します。
 - ・偶数月第3日曜日（8月は第2日曜日）10:00～11:30
 - ・毘沙門台東第2公園（フラワーホール）
- ② 4月から再開する予定です。

(6) 活性化事業

	行 事 名	開 催 日 時	場 所	参加費／人
①	いきいき健康体操	毎週月曜日 10:00～11:00	フラワーホール	500 円／回
②	100歳体操	毎週木曜日 10:00～11:00	フラワーホール	無料
③	ほほえみ会 (シニアクラブ)	第2火曜日 13:30～15:30	フラワーホール	無料
④	オープンスペース (未就学児親子の場)	毎月第2木曜日 10:00～12:00	フラワーホール	無料
⑤	スノーフレイクス (英語教室)	毎週月曜日 15:00～18:00	フラワーホール	
⑥	ダンス教室A	毎週月曜日 20:00～21:30	フラワーホール	
⑦	ダンス教室B (キッズ)	毎週火曜日 16:00～18:00	フラワーホール	
⑧	ヨガ教室A	毎週土曜日 10:00～12:00	フラワーホール	1,000 円／回
⑨	ベビーマッサージ	不定期	フラワーホール	
⑩	ヨガ教室B	不定期	フラワーホール	
⑪	ウォーキング	毎週土曜日 16:30～17:30	団地内	無料

＜各教室のお問い合わせ先：宮木（集会所管理人） ☎090-2800-4766＞

(7) ICT（情報通信技術）の活用推進

インターネットを活用した情報伝達の即時性や双方向性の向上を推進していきます。

2 子ども達のふる里づくり

(1) サマーミニコンサートの開催

- ・夏休みの思い出に歌や踊りを楽しみます。

(2) 「ふるさと祭り in 毘沙門台東」の開催

- ・12月初旬予定
- ・ゲームや焼き芋を楽しみます。

3 住んで良かったと思える町づくり

(1) 花いっぱい運動

- ① 公園や空き地の花壇に花の苗を植え付け、花のある美しいまちづくりをします。
- ② 里山に植樹した河津桜やツツジへの施肥等育成管理します。
- ③ 利用可能な空き地に花壇を増やし四季折々の花が楽しめるようにします。

(2) 安心安全対策

① 自主防災活動

- ＊東町内会の防災士の参画を得て防災アクションプランを作成し、効率的な防災活動に努めます。
- ＊必要な防災機器等を点検し、必要に応じて順次設置又は備蓄に努めます。
- ＊心肺停止者の救命率を高めるため、ブロック会開催時等の機会をとらえて普通救命講習会を実施します。
- ＊災害時避難要支援者等を把握し、支援者間の情報共有を図り災害時支援に備えます。
- ＊治山ダム及び里山減災林の巡回監視及び管理整備に努めます。

② 子どもの見守り活動

- ＊子ども達の登下校時の見守り（子ども見守り隊）をします。

4 福祉の町づくり推進の取組

(1) 町づくり推進部・ほほえみ会（シニアクラブ）の活動

- ① 明るい町内会・楽しい町内会・きれいで環境のよい町づくりを更に推進します（第2次福祉のまちづくりを推進）。
- ② 東町内会の高齢者と子ども達が明るく、楽しく活動できる環境をつくります。

(2) 住環境の改善

- ① 住環境の改善に取り組み、「住みたいまち」、「住んでよかったまち」を作っていきます。

(3) ボランティア活動の充実（「びしゃもん台 絆くらぶ」との連携）

- ① ボランティア活動をする地域サポーターの発掘を進めます。
- ② 「向こう三軒両隣」の要支援者の生活支援情報（除草、剪定、掃除、家具運搬など）のキャッチとサービスの提供を調整していきます。
 - ※ 連絡先：びしゃもん台 絆くらぶ（☎082-870-9060）

5 その他（円滑な事業運営のための会議）

（１）役員会議

- ① 執行部会議……毎月第３日曜日 執行役員
- ② 役員全員会議…年間３回（期首・中間・期末）執行役員、ブロック幹事

（２）総会

- ① 定期総会（書面審議）……年度末

（３）学区諸団体等

- ① 学区団体が開催する総会及び主要会議への参加 執行役員、所属部員（幹事）
- ② 学区団体及び学区外関連団体開催の研修会等への参加

<学区諸団体関連事業>

1 社会福祉協議会

- ・総会（４月） ・日赤募金（６月）と共同募金（１０月）
- ・福祉まつり（１１月予定） ・とんど祭り（１月）

2 献血推進協力会

- ・全体会議（４月） ・献血推進（７月）

3 公衆衛生推進協議会

- ・総会（４月） ・安川清掃キャンペーン（９月） ・環境衛生講座

4 防犯組合

- ・総会（４月） ・小学生登下校時見守り活動（随時）
- ・夜間パトロール（第３日曜日 20:00～21:00）
- ・毘沙門台駅駐輪場パトロール（毎月１６日） ・防犯講習会（９月）
- ・安佐南区民大会「減らそう犯罪」（１０月）

5 自主防災会連合会

- ・総会（４月） ・新任役員研修（５月） ・普通救命講習会（７月）
- ・８．２０追悼防災講習（８月） ・安古市高校との合同防災訓練（１１月）

6 体育協会

- ・総会（４月） ・理事会（２か月毎に開催）
- ・親子ふれあいジョギング大会（２月）

7 青少年育成協議会

- ・総会（４月） ・青少年指導員講習会（９月）
- ・児童登下校時の見守り（毎週水曜日） ・夏季重点夜間巡回パトロール

<第4号議案>

Ⅳ 令和5年度(2023) 予算書(案)

1 一般会計予算書

<収入の部>

R 5 - R 4

科 目	R 5 予算	R 4 予算	比較増減	備 考
前期繰越金	146,714	248,742	-102,028	
町内会費	1,167,000	1,155,000	12,000	3,000円×389戸 〔 通常分2,400円 募金分 600円
毘沙門天駐車場清掃謝礼	25,000	25,000	0	
日赤社資募金還付金	3,000	3,000	0	
家庭有価資源還付金	35,000	35,000	0	
公園清掃報奨金	130,000	105,000	25,000	3つの公園清掃受託
鮮魚・野菜市場還付金	5,000	5,000	0	
補助金	127,000	0	127,000	〔 有害鳥獣対策47,000円 まるごと元気80,000円
雑収入	5,000	0	5,000	
利息	7	7	0	
収入合計	1,643,721	1,576,749	66,972	

<支出の部>

R 5 - R 4

科 目	R 5 予算	R 4 予算	比較増減	備 考
1 事業費	591,700	430,500	161,200	
大掃除	85,000	80,000	5,000	飲み物代他
花いっぱい運動関連他	50,000	50,000	0	
サマーミニコンサート	5,000	5,000	0	
里山整備	5,000	5,000	0	
チューリップ祭り	5,000	10,000	-5,000	
ふるさと祭り	5,000	20,000	-15,000	
町内会美化と住環境の向上	90,000	20,000	70,000	有害鳥獣駆除煙火/講習料等
第1、2町内会祭り祝	20,000	20,000	0	
地域コミュニティ推進(まるごと元気)	130,000	0	130,000	町民菜園整備(倉庫・苗肥料等)
防災整備	30,000	40,000	-10,000	
防犯整備	10,000	25,000	-15,000	
ブロック会議	116,700	115,500	1,200	
町づくり推進	30,000	30,000	0	
その他	10,000	10,000	0	
2 運営費	528,700	666,000	-137,300	
会議費	5,000	0	5,000	
活動保険	48,100	47,000	1,100	
設備備品費	10,000	10,000	0	
消耗品費	100,000	250,000	-150,000	印刷機トナー・事務用品等
インターネット関係費	63,000	72,000	-9,000	
交通費	10,000	15,000	-5,000	
募金	155,600	0	155,600	日赤募金・赤い羽根募金
雑費	30,000	170,000	-140,000	(R4は雑費で計上)
役員等謝礼金	107,000	102,000	5,000	
3 分担金	343,420	315,400	28,020	
社協(389戸×@300)	116,700	114,000	2,700	
公衛協(389戸×@100)	38,900	38,000	900	
体協(389戸×@100)	38,900	38,000	900	
防犯組合(389戸×@100)	38,900	38,000	900	
青少協(389戸×@50)	19,450	19,000	450	
自主防災連(389戸×@30)	11,670	11,400	270	
団体協	0	7,000	-7,000	
子供会(389戸×@100)	38,900	10,000	28,900	3町内の子供会合併に伴う分担
敬老祝賀会	10,000	10,000	0	
学区イベント	30,000	30,000	0	
4 特別会計繰出	0	0	0	
5 予備費	179,901	164,849	15,052	
支出合計	1,643,721	1,576,749	66,972	

2 特別会計予算書

<収入の部>

科 目	R 5 予算	R 4 予算	比較増減	備 考
前期繰越金	193,795	178,785	15,010	
一般会計繰入	0	0	0	
集会所使用料	170,000	100,000	70,000	
建設負担金	45,000	45,000	0	15,000円×3戸
雑収入	0	0	0	
収入合計	408,795	323,785	85,010	

<支出の部>

科 目	R 5 予算	R 4 予算	比較増減	備 考
報酬	10,000	10,000	0	管理人手当
光熱費	150,000	105,000	45,000	
什器・備品費	50,000	50,000	0	
消耗品費	10,000	5,000	5,000	
損害保険	38,000	38,000	0	
積立金	100,000	100,000	0	建物補修積立金
雑費	5,000	5,000	0	
予備費	45,795	10,785	35,010	
支出合計	408,795	323,785	85,010	

<特別会計積立金>

区 分	R 4 末積立金累計	R 5 積立額	R 5 末積立金累計
建物補修積立	1,500,000	100,000	1,600,000
災害時等積立	1,100,000	0	1,100,000
合 計	2,600,000	100,000	2,700,000

<第5号議案>

東町内会 会則改定案（令和5年度施行）

<下線部分追加>

（会議の種類）

第5条 第2条の目的を達成するため会議を総会及び役員で構成する役員会とする。

2 総会を開催することが困難な場合には書面審議とする。

（議決方法）

第6条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

2 前条第2項の場合には表決者の過半数をもって決定する。

（定時総会）

第7条 定時総会又はこれに替わる書面審議は、毎年3月に開催実施し、次の事項を附議する。

- ① 会則の改正
- ② 業務報告及び活動計画
- ③ 決算及び予算
- ④ 役員の改選
- ⑤ その他会長が必要と認める事項

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

<改定（案）の趣旨>

次の理由から今後集会所（フラワーホール）での総会を開催することは困難と考えられることから、総会に替わる手法を規定するものである。

- ① 想定される総会出席人員を収容できないこと。

<参考>

- ・2014年度総会時の出席者約70名（座位で満席状態／会員数317／出席率22.1％）を2022年度の会員数388で当時の出席率で換算すると約86名となり、物理的に収容できない。
- ② 新型コロナ感染リスクは今後も続くことが予測され、3密（密閉・密集・密接）を避ける対応が継続的に求められること。

毘沙門台東町内会会則（全文）

第1章 総 則

（組織及び名称）

第1条 この会は、毘沙門台東に居住する世帯を会員として組織し、毘沙門台東町内会（以下「町内会」）という。

（目的）

第2条 この会は、町内住民相互の親睦を図り、会員の協力によって居住環境を整備し、保健福祉の推進に寄与し、もって毘沙門台東地区に緑に囲まれた美しい住み良い「町づくり」を目指すことを目的とする。

（主たる事務所）

第3条 この会の事務所を毘沙門台東集会所（フラワーホール）に置く。

（活動期間）

第4条 当町内会の年間の活動期間は、4月～翌年3月を単位とする。

第2章 会 議

（会議の種類）

第5条 第2条の目的を達成するため会議を総会及び役員で構成する役員会とする。

2 総会を開催することが困難な場合には書面審議とする。

（議決方法）

第6条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

2 前条第2項の場合には表決者の過半数をもって決定する。

（定時総会）

第7条 定時総会又はこれに替わる書面審議は、毎年3月に開催実施し、次の事項を附議する。

- ① 会則の改正
- ② 業務報告及び活動計画
- ③ 決算及び予算
- ④ 役員の改選
- ⑤ その他会長が必要と認める事項

（総会の運営）

第8条 総会の議長は、会長または会長が指定した者とする。

2 議長は、議事運営の責任を負う。

3 議長は、必要に応じ選挙管理委員を必要数選任する事ができる。

4 議決権は、1 議決／世帯とする。

（臨時総会）

第9条 会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

第3章 役 員

（役員の資格）

第10条 役員は、東町内会の会員有資格者に限定する。

(役員)

第11条 この会に下記役員を置く。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 4名 |
| ③ 会計 | 1名 |
| ④ 会計監査 | 2名 |
| ⑤ 広報総務部長 | 1名 |
| ⑥ 福祉献血部長 | 1名 |
| ⑦ 環境衛生部長 | 1名 |
| ⑧ 防災部長 | 1名 |
| ⑨ 防犯部長 | 1名 |
| ⑩ 体育部長 | 1名 |
| ⑪ 青少年育成部長 | 1名 |
| ⑫ 町づくり推進部長 | 1名 |
| ⑬ 幹事 | 原則としてブロック毎に1名 |

2 会長は、必要があると認めるときは第1項の規定にかかわらず別に役員を置くことができる。

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、会計、会計監査、広報総務部長、福祉献血部長、環境衛生部長、防災部長、防犯部長、体育部長、青少年育成部長、まちづくり推進部長、各部委員は定時総会において選出する。

2 幹事は、当該地区において互選し、会長に届け出るものとする。

3 各幹事は、各部の一つの委員を兼務して支援する。

4 役員（幹事を除く）に立候補できるのは会員1世帯について、1名のみとする。

5 会長、副会長に立候補する場合は、町内会員数の2%以上の推薦者を明記し、町内会長に届けなければならない。立候補時に必要な推薦者数は、直近の町内会員数をもとに役員募集時に明確にする。

6 立候補は、定められた期限までに町内会長に届け出る。

7 役員に立候補者が無い場合は、別途定めるブロック毎の輪番制とする。

(役員の任期)

第13条 役員（幹事を除く）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 幹事の任期は1年とする。

3 役員に欠員を生じた場合は、会長が任命をすることができる。ただし、任期は、前任者の残存期間とする。

(役員の任務)

第14条 役員の任務を次の通り定める。

- ① 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 会計は、この会の財務の管理及び会計業務を担当する。
- ④ 会計監査は、定時及び臨時に会計業務又は、財産の状況を監査し、総会に報告する。
- ⑤ 広報総務部長は広報に関する事務、会議及び庶務、計画に関することを担当する。

- ⑥ 福祉献血部長は、社会福祉関係を担当する。
- ⑦ 環境衛生部長は、環境衛生関係を担当する。
- ⑧ 防災部長は、自主防災会及び防災関係を担当する。
- ⑨ 防犯部長は、防犯組合及び子ども見守り隊を担当する。
- ⑩ 体育部長は、健康増進及び体育関係を担当する。
- ⑪ 青少年育成部長は、青少年健全育成関係を担当する。
- ⑫ 町づくり推進部長は、福祉のまちづくり関係を担当する。
- ⑬ 各部委員は、担当部長を補佐する。
- ⑭ 幹事は、担当ブロック内の会務を担当する。

(役員等の謝礼)

第14条の2 役員には別に定めるところによる謝礼金を支払う。

(顧問の任命)

第15条 この会に、大所高所から指導・助言を頂くため、顧問又は相談役を非常勤で会長が任命することができる。

第4章 会 計

(収入)

第16条 この会の経費は、町内会費及び寄付金、臨時収入による。

(会計年度)

第17条 会計年度は、3月～翌年2月とする。

(町内会費)

第18条 町内会費の年額は3,000円／世帯とし、年度初めに一括徴収する。

(フラワーホール建設負担金)

第19条 新たに町内会員となる場合は、町内会費に加え別に定めるフラワーホール建設負担金を入会時(3か月以内)に収める。ただし、次年度3月31日を限度として納入する場合は、覚書を取り交わす。

第5章 会員の脱退、役員の辞任・解任

(会員資格の喪失)

第20条 会員が申し出たとき。

- 2 会員の資格は、定められた会費を納入することにより生じる。町内会費を6か月経過したのちも未納入の場合は、自動的に毘沙門台東町内会会員の資格を失う。

(会員の休会)

第21条 会員の申し出及び町内会長が認めた場合は、一定期間(文書による会員の申し出)休会することができる。休会期間中は、町内会費の納入を一定期間免除する。

(役員の辞任・解任)

第22条 本人が辞任を申し出、それを会長が承認したとき。

- 2 町内会を脱退したとき。
- 3 幹事を含む各役員に、第14条に定める任務不履行が生じ3か月経過した時点または、役員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、会長権限で役職を解くことができる。
- 4 役員が辞任し後任役員が決定するまでの期間はその代行者を会長権限で設置できる。

第6章 弔慰

(弔慰)

第23条 会員及び同居の家族が死亡した場合、弔慰として遺族に弔電を発する。

第7章 表彰

(表彰)

第24条 会員が町内会活動に積極的に参加協力し、顕著な功労が認められた場合には、その会員を表彰する。

2 表彰規程は別に定める。

附則

1. この会則は、平成7年4月16日より施行する。
2. 平成9年3月23日、第8条、第9条、第11条を一部改訂する。
3. 平成10年3月22日、第8条、第9条、第11条を一部改訂する。
4. 平成11年3月28日、第8条、第9条、第11条を一部改訂する。
5. 平成19年3月25日、第8条、第9条、第11条を一部改訂、第15条を追加する。
6. 平成21年3月28日、第8条、第9条、第11条を一部改訂する。
7. 平成28年3月27日、第3条、6条、8条を一部改訂する。
8. 平成29年3月26日、以下を改訂する
第4条追加、第7条修正、第8条（総会の運営）追加、第10条（役員の資格）追加、第15条（顧問の任命）追加、第17条（会計年度）追加、第18条修正、19条（フラワーホール建設負担金の納入）追加、第5章（会員の脱退、役員の辞任・解任）追加、第20条（会員の資格喪失）追加、第21条（会員の休会）追加、第22条（役員の辞任・解任）追加、第6章（弔慰金）を追加する。
9. 平成30年3月25日、以下を改訂する。
第1条 会員の定義を明確化
第11条 委員定数を削除
第12条 役員の立候補について定義
第13条 役員の任期を1年から2年に定義
10. 平成31年3月24日、第11条及び第12条第1項、第7項及び第14条並びに第23条の一部を改訂、第7章（表彰）・第24条を追加する。
11. 令和2年3月29日、第18条（町内会費）を改定する。
12. 令和3年3月28日、第11条12号（町づくり推進部長）を追加する。
13. 令和4年3月27日、以下を改定する。
第11条第2項の追加、第14条の2（役員等の謝礼）の追加
14. 令和5年3月26日、以下を改定する。
第5条第2項（会議の種類）及び第6条第2項（議決方法）追加、第7条第1項の一部追加